

豊島区民社会福祉協議会、和光市社会福祉協議会及び
箕輪町社会福祉協議会、秩父市社会福祉協議会の災害時相互応援協定書

豊島区民社会福祉協議会、和光市社会福祉協議会及び箕輪町社会福祉協議会、秩父市社会福祉協議会(以下「協定社協」という。)は、友好的協力の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

また、協定社協は平常時においても相互交流を深め、その目的とするところの地域福祉の推進に寄与できるよう努めるものとする。

(趣旨)

第1条 協定社協の区域内において、地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、

被災地の社協(以下、「被災地社協」という。)では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

2 協定社協の相互応援については、全国社会福祉協議会を通した応援に優先して可能な範囲で応援するものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 本協定に基づき実施する応援に必要な職員及び災害ボランティアの派遣
- (3) 住民から提供される救援物資等の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災地社協が応援を要請する時は、原則として次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて、電話、ファクシミリ、メール等により応援を要請し、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

- (1) 災害及び被害の状況
- (2) 前条第2号に掲げる応援にあっては、派遣を必要とする職員及び災害ボランティアの人数
- (3) 応援を受ける場所並びに応援を必要とする期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援活動の実施)

第4条 協定社協が応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定社協が応援要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援した側の負担とする。

(災害補償)

第6条 第3条第2号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年4月7日法律第50号)の定めるところによる。

2 派遣職員とともに派遣される災害ボランティアについては、災害ボランティア保険に加入しているものを優先的に派遣するものとする。

3 派遣職員及び派遣災害ボランティアが職務執行中又は災害ボランティア活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 協定社協は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(指揮権)

第8条 派遣職員は、被災地の災害ボランティアセンター長の指揮の下に行動するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定社協間で協議して定めるものとする。

令和5年12月6日

東京都豊島区東池袋一丁目39番2号
社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会

会長 寺田亮



埼玉県和光市南一丁目23番1号
社会福祉法人和光市社会福祉協議会

会長 木田亮



長野県上伊那郡箕輪町大字三日町1372番地1
社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会

会長 中村亮



埼玉県秩父市野坂町一丁目13番14号
社会福祉法人秩父市社会福祉協議会

会長 北塚篤

